

庁 議 等 付 議 事 案 調 書

開催日 令和3年4月19日

局部名 教育委員会教育総務部

- I 会議名 庁 議 政策会議
- II 付議事案名 公立夜間中学の設置について
- III 付議目的 方針決定 協議 報告 その他 ()

1 決定事項 (協議事項 報告事項)

- ・公立夜間中学を設置することとし、令和5年4月に開校する。
- ・設置場所は、教育複合施設「まさご夢スクール」の4階（旧真砂第二小学校校舎 所在地：千葉市美浜区真砂5丁目18-1）とし、真砂中学校の分校とする。
- ・分校名称は公共施設名称設定指針に基づき、C I 推進委員会公共施設名称設定分科会と協議。
【今後の予定】令和3年10月 校名検討委員会開催 11月 C I 推進委員会公共施設名称設定分科会と協議
令和4年 1月 教育委員会会議（議決） 2月 設置条例改正(議決)

2 政策会議に付議する理由・背景

- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第14条により「地方公共団体は、(中略)夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」と定められている。また、子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）において、全ての政令市に夜間中学を設置することが求められている。
- ・教育委員会内に「公立夜間中学設置検討委員会」を設置し、令和2年に実施した「夜間中学設置ニーズ調査」や「夜間中学体験セミナー」の結果等を踏まえ、開校時期及び設置場所の案を作成した。今後、教育委員会会議に付議したいと考えている。

3 方針決定（協議）後の課題・リスク

- ・生徒及び教職員が安心して教育活動を行うことができるよう、施設を供用する「教育相談指導教室」、「日本語指導通級教室」、「高等特別支援学校」と引き続き調整する必要がある。
- ・本市にふさわしい夜間中学とするため、市民の意見を積極的に聴取し、入学要件や学習内容等の詳細について検討する必要がある。
- ・公立夜間中学の設置によって教育を受ける機会を保障する対象者に必要な情報が届くよう、支援団体と連携し、適切に周知する必要がある。
- ・千葉県で3校目の公立夜間中学となることから、県及び県内設置自治体（松戸市・市川市）と協議や情報交換を行い、未設置自治体居住者に対する周知や受け入れ、未設置自治体居住生徒分の他自治体への費用の応分負担請求等について検討を行う必要がある。

4 関係部局・副市長との調整状況

(1) 関係部局との調整状況

「公立夜間中学設置検討委員会」を設置し、9月、11月、2月、3月に検討を行った。

公立夜間中学設置検討委員会（令和2年8月18日設置）

委員長：教育次長

副委員長：教育総務部長、学校教育部長

委員：総務課長、企画課長、学校施設課長、教育職員課長、教育給与課長、学事課長、教育改革推進課長、教育指導課長、教育支援課長、保健体育課長、教育センター所長、千葉市中学校長会代表

(2) 副市長への報告状況

令和3年3月30日 川口副市長、鈴木副市長に説明済

5 市長マニフェスト等との関連

- ・市長マニフェストへの記載 有 ・ 無

Vision02 誰もが安心でき、今日より明日がきっとよくなると思えるまちづくり

「公立夜間中学を設置し、民間で行われている取組と連携して、学び直しの気持ちを応援します。」

- ・第3次実施計画での位置づけ 有 ・ 無

6 対外公表の時期・方法

(1) 記者発表

令和3年第5回教育委員会会議（5月26日予定）において方針決定後に公表（定例記者会見）

(2) 会議資料及び議事録の公表

千葉県情報公開条例第7条第5号（審議・検討・協議事項）にあたるため、教育委員会会議において決定後に公表。

7 添付資料

別紙1：公立夜間中学の設置について

別紙2：教室等レイアウト（案）について

別紙3：各教室等写真

1 背景

(1) 趣旨

「夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国や我が国において十分に義務教育を受けられなかった外国籍の者等の教育を受ける機会を実質的に保障する」

(令和3年2月16日付け文部科学省初等中等教育局長依頼より抜粋)

(2) 根拠法令等

教育機会確保法 第14条 (H28.12公布)	「 <u>地方公共団体は、学齢期を経過したものであって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする</u> 」
子供の貧困対策 に関する大綱 (R1.11閣議決定)	「 <u>全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進する</u> 」
衆議院予算委員会 菅内閣総理大臣 答弁 (R3.1.25)	「 <u>今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学校が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい</u> 」

(3) 他市の状況 (令和3年4月現在)

- 12都府県30市区に36校設置
- 政令市20市中、設置済み7市、設置予定3市
- 首都圏14校の概要 (R3.3月 企画課調べ)
 - ・分校型2校、学級型12校 分校型…本校と別敷地に分校として設置する形態
学級型…自校に学級として設置する形態
 - ・生徒数平均 27人 (うち日本国籍7人、外国籍20人)
- 県内設置済み2市 (市川市 S57、松戸市 H31)
 - ・市川市：学級型、生徒数18人 (うち日本国籍3人、外国籍15人)
 - ・松戸市：分校型、生徒数19人 (うち日本国籍12人、外国籍7人)

2 検討の経緯

(1) 公立夜間中学設置検討委員会の設置 (R2.8.18)

委員：教育次長 (委員長)、教育総務部長、学校教育部長、
関係課長、中学校長会代表 計15人

(2) 設置ニーズ調査の実施 (R2.8.20~R2.9.30)

- ア 目的 公立夜間中学設置の要否について市民ニーズを把握するため
- イ 結果及び考察
 - (ア) 回答総数484通中、478通 (98.8%) が設置を希望
 - (イ) 設置希望のうち、122通が入学対象者の示唆 (※) あり
※自分が通いたい、親族・知人に通わせたい など

(3) 先行自治体視察・ヒアリング

- R2.7.2、R2.10.20 松戸市立第一中学校みらい分校
- R2.7.9 市川市立大洲中学校夜間学級

(4) 公立夜間中学体験セミナー (R2.11.14)

- ア 目的 公立夜間中学についての周知、ニーズ調査の補完
- イ 内容
 - (ア) 講演「公立夜間中学の学びの実際」
(講師：松戸市立第一中学校みらい分校教頭)
 - (イ) 模擬授業「数学：中1 平面図形 (図形の移動)」
- ウ 参加人数 30人 (市議会議員4人、記者1人を含む)

公立夜間中学を設置する方向で検討を進める。

(5) 議会答弁 (令和2年第4回定例会)

質 問 公立夜間中学設置に向けた本市の考え方および今後の方向性
答弁(要旨) 設置ニーズ調査を実施した結果、一定のニーズがあったことから、今後、公立夜間中学設置検討委員会において、具体的な検討を進めていく。

3 夜間中学のコンセプト

(1) 経営方針

- ・年齢や国籍、これまでの学業実績など背景が異なる中、多様な学習環境を設け、夜間中学における学びを通して、自己実現を果たしていけるような生徒を育てる。
- ・学びの保障の拠点としての機能を拡充し、学び直しを希望する者の多様なニーズに応える。

(2) 具体的方策

- ①個々の学習歴や学力に応じた学習機会を提供する。
- ②学び直しや多様な学びのニーズに対応した授業を実践する。
- ③多様な年齢、職業、国籍を生かした教育活動を行う。
- ④卒業後も見据え、それぞれの自己実現に向けたキャリア教育を行う。
- ⑤地域に開かれた学校運営を行うとともに、自主夜間中学等との連携を図る。

※学校教育目標及び経営方針は、令和3年度に詳細を検討する予定。

4 夜間中学の概要

(1) 設置場所

まさご夢スクール（旧真砂第二小学校校舎）4階

選定の理由

①交通の至便性	<u>交通至便である</u> ：JR検見川浜駅より900m(徒歩11分)。夜間含めバス利用可。3路線使用可。
②教育課程の円滑な実施	夜間使用していない教室を活用することで、 <u>効率的で円滑な教育課程の実施が可能</u> 。また、教育相談指導教室、日本語指導通級教室との連携、ノウハウの活用により「 学びの保障の拠点 」となる。
③本校との距離	校長は本校となる真砂中学校と兼務となるが、隣接しているため、 <u>緊密に連携できる</u> 。
④費用節減	現状使用している施設であり、エレベータ、多機能トイレ、ネットワーク環境が整っていることなどから、 <u>設置費用・維持費用ともに節減できる</u> 。
⑤地域の理解	すでに「 <u>学びの保障</u> 」としての機能（教育相談指導教室、日本語指導通級教室）を有する施設であるため、 <u>地域住民等の理解を得られやすいと想定される</u> 。

(2) 設置形態

真砂中学校の分校として、まさご夢スクール4階に設置する。

【分校として設置する理由】

- ・義務標準法による定数の算定で、分校に係る規定が適用され、学校規模（学級数）に対し教職員が配置されるため。
- ・本校となる真砂中学校と隣接しており、緊密な連携が可能なため。
- ・まさご夢スクール4階にある教育相談指導教室、日本語指導通級教室とは活動時間が異なり、タイムシェアでの活用が可能なため。

(3) 入学要件等

※令和2年度公立夜間中学設置検討委員会

ア 入学要件

本市在住で、次の①～③の全てを満たす方

- ①義務教育の年齢を超えた方
- ②中学校を卒業していない方、または実質的に義務教育を受けられなかった方で学び直しを希望する方（外国籍の方は、かつ在留資格のある方）
- ③夜間中学での生活に支障のない方

※①～③を満たす県内在住の方(在留外国人含む)について
 学びの保障の観点から義務教育未修了者や不登校等による学び直しを希望する者等のニーズを踏まえ、柔軟な対応を検討する。

イ 不登校となっている学齢生徒への対応

- ① 夜間中学本来のニーズへの対応を第一に考え、夜間中学の早期開校及び円滑な運営を目指すために開校当初は、公立夜間中学の入学対象者とししない。
- ② 不登校となっている学齢生徒を対象とする施策(教育支援センター・教育相談指導教室・フリースクールとの連携等)の整理と合わせ、引き続き受け入れについて検討を進める。

ウ その他

- ・在学年限は、原則3年間とする。
- ・入学を希望する生徒の学習状況等を踏まえ、相当の学年に入学する。

(4) 学校規模

学級数 各学年1学級 計3学級

【参考】

1校当たりの平均生徒数

- ・全国 52.4人 (R元夜間中学等に関する実態調査 文部科学省)
- ・首都圏 27人 (R3.3企画課調べ)

県内他市学級数・生徒数

- ・市川市 3学級・1年2人 2年6人 3年10人 計18人 (R2)
- ・松戸市 3学級・1年2人 2年9人 3年8人 計19人 (R2)

(5) 卒業後の取扱い

- ・全課程修了者に、中学校の卒業証書を授与する。
 【根拠法令：学校教育法施行規則第58条・79条】

(6) 教室レイアウト(案)

別紙2・別紙3のとおり

5 教育課程等

(1) 教科等

ア 教育課程

- ・生徒の実態に合わせて、週20単位程度の特別の教育課程を編成する。

イ 教科

- ・原則として、昼間の中学校と同様の科目を履修する。
 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術家庭
 外国語、特別活動、特別の教科道徳、総合的な学習の時間

※教科書は無償とする。

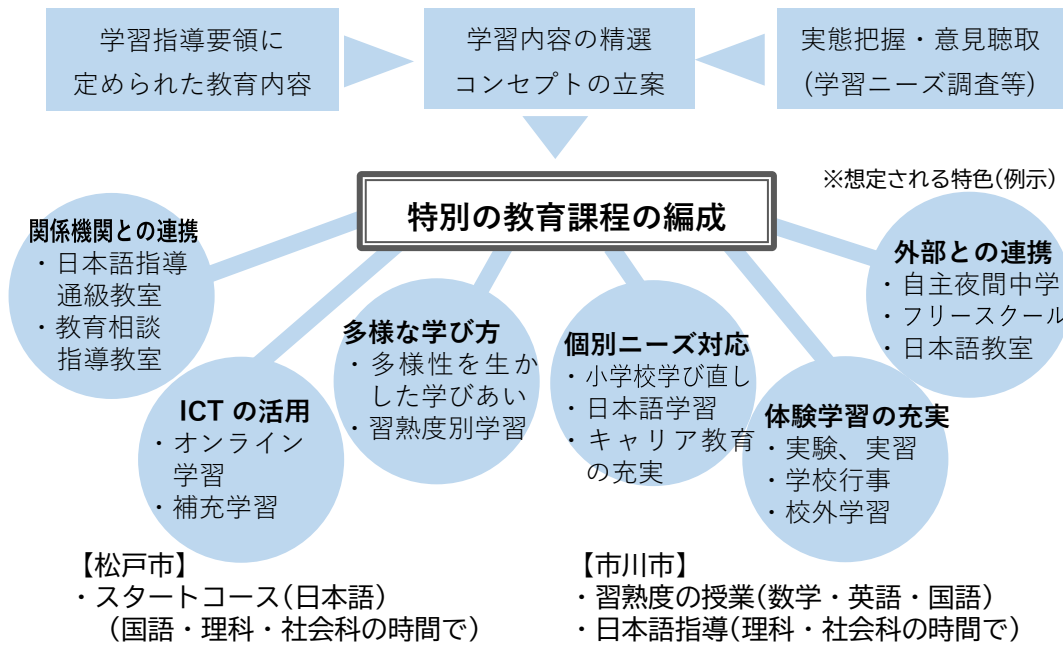
- ・令和3年度に詳細を検討する予定。

【参考】県内設置済み自治体の状況

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	外国語	学・道	総合	他	総計
中学校標準	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	1	2	29
夜間中学	市川	4	1	4	2	1	1	1	4	1			20
	松戸	4	2	4	2	1	1	1	2	1		※1	20

※松戸市独自教科「言語活用・文化」

ウ 特別の教育課程編成について



(2) 時程

※松戸市を参考にした想定

17:10 ~ 17:25	登校・準備・連絡
17:25 ~ 18:05	1時間目
18:10 ~ 18:50	2時間目
18:50 ~ 19:15	休憩
19:15 ~ 19:55	3時間目
20:00 ~ 20:40	4時間目
20:40 ~ 20:55	片付け・下校

(3) 教職員配置

校長1(本校と兼務)、教頭1(専任)、教諭4
非常勤講師4、養護教諭1、事務職員1、用務員1、
スクールカウンセラー1

会計年度任用職員1(日本語指導)

※その他、実態に応じて必要な人員の配置を検討

(4) その他

- ・自校式・センター式の給食は実施しない。
- ・給食については、提供の有無を含め、今後検討する。

6 開校までのスケジュール

令和3年	4月	調整会議・政策会議
	5月	教育委員会会議(方針決定)
	6月	学習ニーズ調査
	8月~9月	市民説明会(相談会を合わせて実施予定)
	11月~12月	市民との意見交換会

令和4年度 開校準備

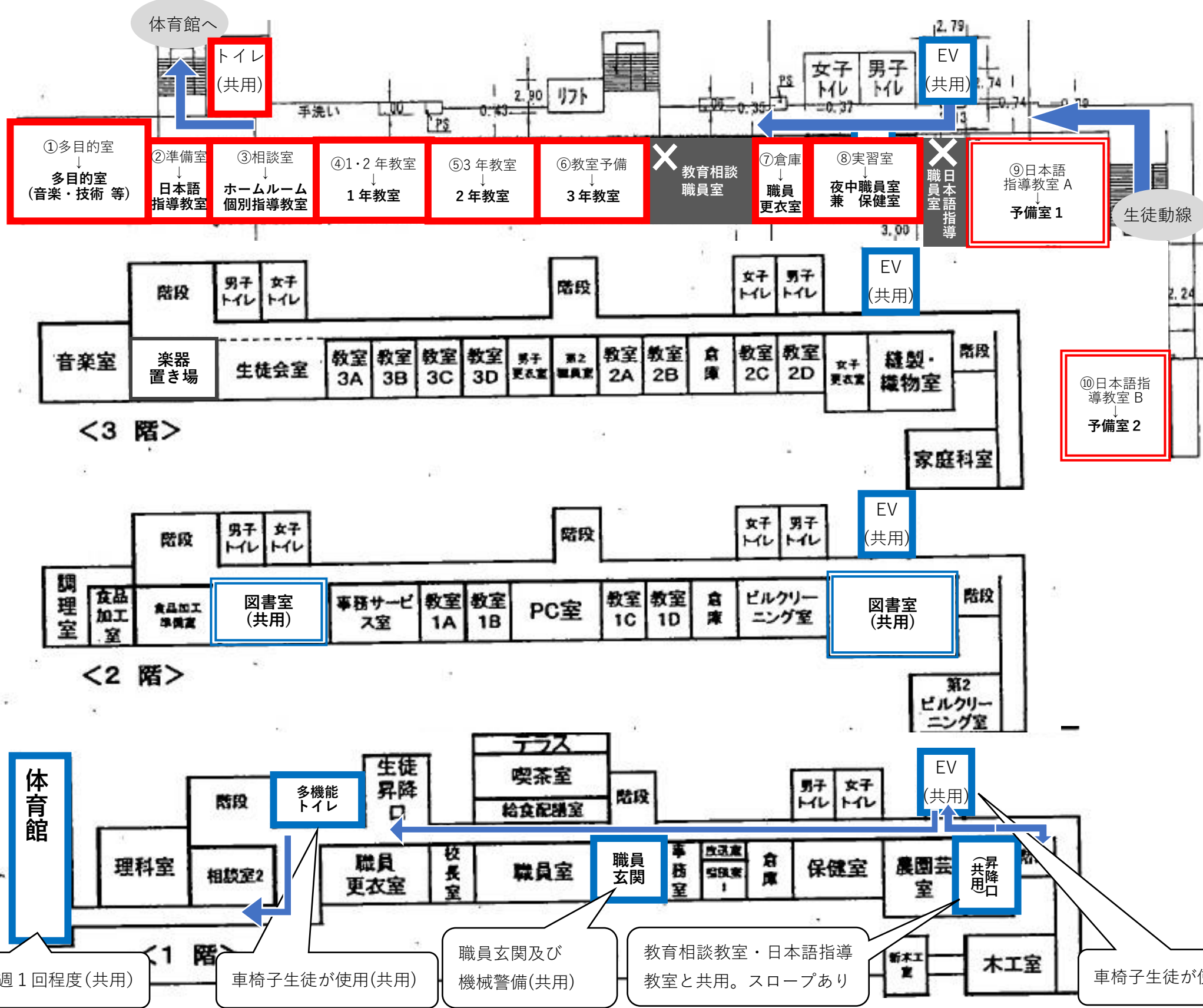
・教育課程編成	・指導計画作成
・入学者募集要項作成	・入学説明会実施
・教職員配置	・修繕 など

令和5年4月 公立夜間中学 設置・開校

教室等レイアウト (案) について

まさご夢スクール(高等特別支援学校 4F)

別紙 2



夜間中学で
日常的に使用する部屋

必要に応じて
使用する部屋
(教育指導課管理)

毎日または毎週
共用する部屋
(高等特別支援学校管理)

必要に応じて
共用する部屋
(高等特別支援学校管理)

生徒動線

※今後策定する教育課程・指導計画により必要が生じた場合は、高等特別支援学校・真砂中の支障がない範囲で特別教室の使用を検討

週 1 回程度 (共用)

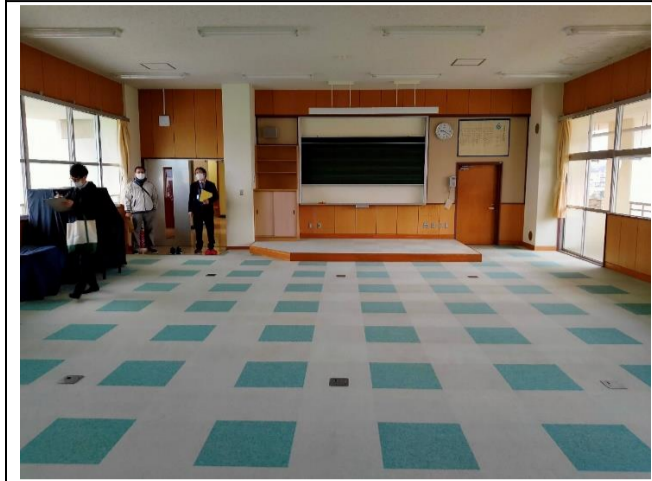





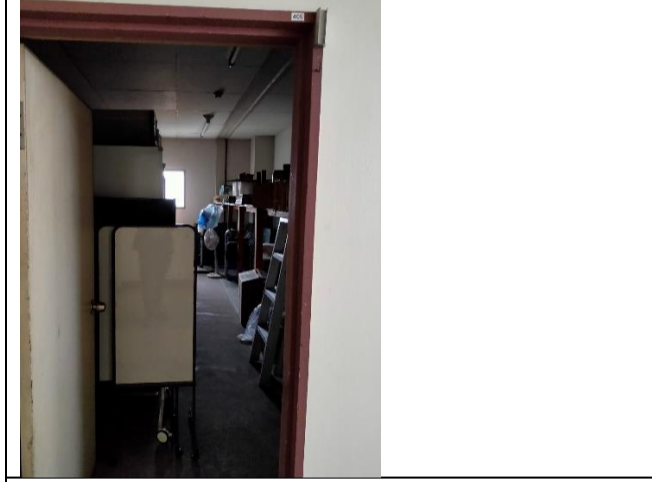





車椅子生徒が使用 (共用)

職員玄関及び
機械警備 (共用)

教育相談教室・日本語指導
教室と共用。スロープあり

車椅子生徒が使用 (共用)

まさご夢スクール【画像資料】

①多目的室→多目的室	②準備室→日本語指導教室	③相談室→ホームルーム・個別指導教室
		
④1・2年教室→1年教室	⑤3年教室→2年教室	⑥教室予備→3年教室
		
⑦倉庫→職員更衣室	⑧実習室→夜間中学職員室 兼 保健室	○エレベータ（共用）
		
⑨日本語指導教室 A→予備室 1	⑩日本語指導教室 B→予備室 2	○昇降口（共用）
		
○1F 多機能トイレ（共用）	●教育相談指導教室職員室→共用なし	●日本語通級指導教室職員室→共用なし
